

# 福利厚生事業の状況

筑北村では、地方公務員法第42条に基づき職員の保健、元気回復その他厚生に関する事業を次により実施しています。

## 1 令和2年度事業内容及び決算の状況

### 長野県市町村職員互助会（筑北村職員互助会）

職員の福利厚生と職場の親睦を深めることを目的に「筑北村職員互助会」を組織し、県内の市町村や一部事務組合等で組織された「長野県市町村職員互助会」に加入しています。令和2年度の会員数は82人で、職員からの掛金（給料月額 $1,000$ 分の $2.8$ を毎月徴収）と、村の負担金（給料総額 $1,000$ 分の $2.3$ ）により運営されています。

主な事業内容としては、健康増進やメンタルヘルスなどの事業実施のほか、各種祝金、見舞金などの給付事業があります。

【令和2年度決算の状況】 会員数 82人

- ・職員掛金（個人負担） 878千円
- ・村負担金（公費負担） 722千円（公費負担率45.1%）
- ・職員一人当たり $8,805$ 円に換算した公費負担額

## 2 令和3年度事業内容及び予算の状況

加入組織及び事業内容等は令和2年度と変更はありません。

【令和3年度予算の状況】 会員数 82人

- ・職員掛金（個人負担） 894千円
- ・村負担金（公費負担） 734千円（公費負担率45.1%）
- ・職員一人当たり $8,951$ 円に換算した公費負担額